

令和3年度 第2回人事委員会 会議結果

一 日 時 令和3年5月20日(木) 午前9時40分から10時15分まで

二 場 所 人事委員会委員室(県庁第二庁舎7階)

三 出席者

- 1 人事委員 委員長 小松 哲也
委員 上田 博久
委員 中本 久美子
- 2 事務局職員 事務局長 川本 晴彦 次長兼任用課長 前田 俊和
給与課長 川口 豊長 主 幹 尾田 聡子
係長 米田 康孝 係 長 足立 陽子
係長 山口 玲夏

※新型コロナウイルスの感染防止の観点から、事務局職員の委員室への入室は説明者など必要最小限の人数とし、必要に応じて隣室(執務室)から呼び出す形で対応

- 3 傍聴者 なし

四 議 題

議案第1号 選考により採用することができる職に係る専決処分の承認について(講師)

議案第2号 宿直勤務の許可に係る専決処分の承認について

報告第1号 職員からの苦情相談について(事案番号2年-1号)

五 議 事

議事について公開又は非公開のどちらとするかについて審議を行い、議案第1号及び第2号は公開、報告第1号は非公開とすることについて全員の合意を得た。

◇議案第1号

選考により採用することができる職(講師)に係る専決処分の承認について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説 明】

職員の任用に関する規則第19条第2項の規定に基づく選考職の承認について、鳥取県知事から次のとおり申請があり、人事委員会の事務の専決及び代決規則第2条第2項の規定により、令和3年5月6日に次のとおり専決処分し、承認した。

よって、同条第3項の規定により報告するとともに承認を求める。

1 申請理由

申請のあった職	採用予定者数	申請理由
講師 (看護教員)	1名	・専門性の高い職種で、配置換や競争試験等による人員確保が困難な状況であり、現在欠員が生じていることから、選考により採用を実施するもの。

2 採用予定日

令和4年4月1日

(任用候補者の資格取得状況等により、合格発表日以降、可能な限り前倒して採用を検討)

3 能力実証の方法

知事部局において選考を実施。

(1) 試験内容

経歴評定(職務遂行に必要な経歴、専門性等について評定)、論文試験(公務員として必要な識見、思考力、表現力などの能力についての筆記試験)、面接試験(個別面接による人物、専門知識についての口述試験)

(2) 受験資格

○年齢要件

昭和37年4月2日以降に生まれた人(59歳以下)

○資格・免許等

保健師助産師看護師法第7条に規定する看護師免許を有する人で、次のいずれかに該当する人(令和4年3月31日までに該当する見込みの人を含む)

- ・保健師、助産師又は看護師として5年以上業務に従事した人で、専任教員として必要な研修を修了した人、又は看護師の教育に関し、これと同等以上の学識経験を有すると認められる人
- ・保健師、助産師又は看護師として基礎看護、成人看護、老年看護、小児看護、母性看護、精神看護又は在宅看護に係る業務のうちいずれかの業務に3年以上従事した人で、学校教育法における大学において教育に関する科目を履修して卒業した人又は大学院において教育に関する科目を履修した人(教育に関する科目の履修は4単位以上必要)

(3) 試験実施スケジュール(予定)

5月14日(金) 募集開始
6月18日(金) 募集締切
6月26日(土) 試験日
7月2日(金) 合格発表

4 人事委員会の判断

上記の職は、「常に選考によるものとするが、実施に当たりあらかじめ人事委員会の承認を要するもの」として整理されている職であり、また、選定方法も適当であると判断する。

◇議案第2号

宿直勤務の許可に係る専決処分の承認について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

鳥取県知事から、職員の勤務時間、休暇等に関する条例第9条第1項の規定により宿直勤務の許可申請があり、人事委員会の事務の専決及び代決規則第2条第2項の規定により、令和3年5月13日に次のとおり専決処分し、許可した。

よって同条第3項の規定により報告するとともに承認を求める。

1 申請内容

新たに県中部で開設予定の新型コロナウイルス感染症に係る軽症者等療養施設において、患者受入に係る外部との連絡調整業務を行うため宿直勤務を行うもの。

2 許可の要件

宿日直勤務の許可基準については、厚生労働省から次のとおり示されている。

- (1) 宿日直の勤務の態様が労働密度の薄いものであること。
- (2) 一定額以上(※)の宿日直手当が支払われること。
- (3) 宿直勤務については週1回、日直勤務については月1回を限度とすること。
- (4) 宿直勤務については、相当の睡眠設備が設置してあること。

※《宿日直手当額の基準》

〔当該事業場の属する企業の全事業場において宿日直の勤務に就くことの予定されている同種の労働者についての1人1日平均額の3分の1を下回らないこと。〕

3 申請内容の検討

(1) 勤務の態様

夜間における、患者受入に係る外部との連絡調整業務のほか、一般的な待機業務を行うものであり、労働密度は薄いと認められる。

○ 勤務時間

宿直	午後5時15分～翌日午前8時
※仮眠時間	原則午後10時～翌日午前6時

(2) 宿日直手当

職員の給与に関する条例第16条の2に基づき、宿日直手当に関する規則第3条に定める宿日直手当(1回あたり4,400円)を支給することとしており、基準を満たしている。

(3) 宿直の回数

- ・通常、職員1名(最大2名)を配置。(毎日)
- ・入所患者に適切な対応を行うためには、患者ごとの特性(症状・制限、外国人対応等)、新規入退所、検査、診察等について確実な引継ぎが必要であり、当該引継ぎには最大半日程度の時間を要する。入所者の安全確保のため、担当職員の変更は極力少ない方がよく、2日間連続して宿直勤務を行う。
- ・2日続けて宿直勤務を行う週の翌週は宿直勤務を行わないため、週当たりの平均は週1回以内となる見込み。
- ・申請のあった宿直の回数は厚生労働省基準を上回るものの、上記のような事情を踏まえると、労働基準法の解釈通達の許可基準(「当該事業場に勤務する十八歳以上の者で法律上宿直又は日直を行いうるすべてのものに宿直又は日直をさせてもなお不足でありかつ勤務の労働密度が薄い場合」)に照らして宿直を許可して差し支えないものと考えられる。

○宿直の回数

- ・厚生労働省基準・・・週1回以内

※労働基準法解釈通達(昭和22年9月13日発基17号、昭和63年3月14日基発150号)

【断続的な宿直又は日直勤務の許可基準】

三 宿日直の回数

許可の対象となる宿直又は日直の勤務回数については、宿直勤務については週一回、日直勤務については月一回を限度とすること。ただし、当該事業場に勤務する十八歳以上の者で法律上宿直又は日直を行いうるすべてのものに宿直又は日直をさせてもなお不足でありかつ勤務の労働密度が薄い場合には、宿直又は日直業務の実態に応じて週一回を超える宿直、月一回を超える日直についても許可して差し支えないこと。

(4) 睡眠設備の設置

ホテルの宿泊室であり、寝具、冷暖房設備等の相当の睡眠設備があると認められる。

4 専決処分理由

新たに県中部で開設予定の新型コロナウイルス感染症対応に係る軽症者等療養施設における宿直勤務の許可であり、同施設の運用開始時期の切迫により緊急を要し人事委員会に諮るいとまがなかったため。

【質疑等】

委員：「軽症者等療養施設」の「軽症者」とはどのような方をいうのか。

事務局：鳥取県の場合は、新型コロナウイルスに感染された方は全員、入院していただいている。病院で診て、症状が落ち着かれた方に療養施設に移動して療養いただいている。

他県では病院に入れないから軽症者は療養施設で療養していただくというようなやり方をされており軽症者の定義、範囲があいまいだが、鳥取県の場合は、病院でケアをしていただいて、ドクターが、病状が安定している、例えば、平熱に下がっている、病状が急変する恐れも低いと判断された方に療養施設に移動して、そこで療養いただいているという状況である。

六 次回人事委員会の開催

令和3年5月28日（金）午前9時00分から開催することとした。